

1 委託業務の概要

(1) 業務名

日本女性会議 2020 あいち刈谷運営業務委託

(2) 業務の目的

日本女性会議 2020 あいち刈谷（以下「大会」という。）を令和 2 年 1 月に開催するにあたり、会場設営や大会参加者受付、宿泊手配等の業務を円滑に行うとともに様々なプログラムを通して男女共同参画社会の実現に向けた取組みや“あいち刈谷”における産業や文化などをPRし、地域力を高める企画提案を募集し、もっとも適切なものを本業務の受託候補者として選定することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「日本女性会議 2020 あいち刈谷運営業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）を参照すること。

(4) 履行期間

契約締結日から令和 3 年 3 月 31 日（水）まで

(5) 提案上限額

17,000,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※消費税額等は、10%への増税を見込む。

※提案上限額は、本業務全体の概ねの規模を参考までに示すものであり、業務委託契約の予定価格となるものではない。

2 提案書提出者に要求される資格要件

提案書提出者は、平成 31 年 4 月 1 日現在で次の要件を満たす者とする。

(1) 愛知県内に本社、支店若しくは営業所を有する法人であること。

(2) 地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定により市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない法人等でないこと、及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する法人等でないこと。

- (3) 刈谷市競争入札参加者名簿に登録されている者であること。
- (4) 刈谷市入札参加資格停止要領（平成6年7月12日施行）第3条の規定に基づく資格停止期間中の法人等でないこと。
- (5) 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）及び実務責任者に、次のアからウまでのいずれかに該当する者がいないこと。
- ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う者
- (6) 次のアからエまでのいずれかに該当する法人等でないこと。
- ア 商法（明治32年法律第48号）に基づく会社整理の申立て又は通告がなされた法人等及びその開始命令がされている法人等
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）
 - エ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- (7) 国税及び地方税について滞納がないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う法人等でないこと。
- (9) 過去2年間に、本市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体等と同種業務の契約を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有すること。

※同種業務とは、種類及び規模をほぼ同じくする、参加者1,000人以上を対象とした、2日以上の日程で行う全国会議で、宿泊を伴う大会参加の企画・運營業務をいう。

3 提案書の提出

(1) 提出書類

ア 提案書

A4判10ページ以内（表紙「別記様式第1号」を除く）で、仕様書に基づき、以下の（ア）～（シ）について記載するほか、これ以外の事項についても積極的に提案すること。

（ア）会場設営、運營業務のフロー

（イ）大会参加受付、宿泊等手配、参加者への対応業務のフロー

※個人情報、参加費等の管理状況についても記載すること。

（ウ）昼食手配業務フロー

（エ）交流会の企画及び実施フロー

（オ）エクスカージョンの企画

（カ）ホームページのイメージ

（キ）ボランティア統括業務のフロー

（ク）業務スケジュール案

（ケ）業務の実施体制

（コ）業務履行実績及び配置予定技術者の業務実績

※事業者業務実績書（別記様式第4号）を添付すること。

※参加資格を満たす主たる案件を2件まで記載すること。

（サ）業務の見積書（税込み）及び見積内訳書

（シ）一部業務の発注や資材の調達における地元への配慮

イ 参加資格要件確認表（別記様式第2号）

(2) 提出期限 令和元年7月5日（金）午後5時15分まで

(3) 提出場所 刈谷市役所 市民活動部 市民協働課

(4) 提出方法 持参（なお、提出後の差し替え、追加はできない。）

(5) 提出部数 正1部、副8部

(6) 記載上の留意事項

ア 見積書等は業務量の目安を判断できる情報を具体的に示すこと。

イ 任意様式については、「A4版」横置き上綴じを基本とし、図表等を使用する場合において、A4版2枚分として「A3版」を使用するときには、折り綴じすること。

4 質問書の受付

- (1) 質問内容 本実施要領、別記様式及び提案書の作成に係るもの（評価及び審査に係る質問を除く。）
- (2) 提出期間 令和元年6月14日（金）午後5時15分まで（必着）
- (3) 提出方法
ア 持参、郵送、または電子メールにて提出すること。
イ 質問は、別記様式第3号の様式を用いること。
- (4) 提出場所 3（3）と同じ。
- (5) 回答期限 令和元年6月21日（金）午後5時15分まで
- (6) 回答方法 刈谷市ホームページに掲載（個別回答は行わない。）

5 プレゼンテーション及びヒアリング審査

- (1) 日 程 令和元年7月19日（金）（予定）
※日程等については、別途通知する。
- (2) 場 所 刈谷市役所 7階 大会議室（予定）
- (3) 実施方法
ア 説明時間 1社30分（説明20分、質疑応答10分）
イ 説 明 者 業務主任者、機器操作者を含む3人まで
ウ 会場設備 プロジェクター、スクリーン
- (4) そ の 他 プレゼンテーションは、非公開とする。また、プレゼンテーション当日に、指定された場所、時刻に来ない場合は、辞退したものとみなす。

6 評価基準

- (1) 基本姿勢
取組姿勢・業務理解

(2) 企画提案

- ア 業務工程・実施フロー
- イ 個人情報等の管理
- ウ 業務内容の提案
- エ 仕様書との整合性

(3) 業務履行能力

- ア 業務スケジュールの管理
- イ 実施体制・実務経験
- ウ 類似業務実績

(4) 費用

- ア 業務コスト
- イ 提案内容との整合性

(5) 地域貢献

- ア 一部業務を再委託する場合の地元配慮
- イ 地元からの資材等の調達

7 委託候補者の選定

提案書の審査は、「日本女性会議2020あいち刈谷運營業務委託審査委員会」において実施し、その審査の結果、評価点数の最も高いものを委託候補者として選定する。各社の評価点数は、各委員の点数を合算し、平均した点数とする。最も高い評価点数を獲得した提案者が複数の場合（同点の場合）は、次のアからウの選考過程により最終順位を確定する。なお、提案者が1社のみの場合については、基準点として評価点数が60点以上を満たした場合に委託候補者とする。

- (1) 「7(2) 企画提案」の合計点が最も高い者
- (2) 上記に該当する者が複数ある場合は、経費見積額が最も低い者
- (3) 上記によっても決定できない場合は、委員会の協議により決定した者

8 選定結果の通知

- (1) 通知日 令和元年7月24日(水)
- (2) 通知方法 提案書提案者全員に文書にて通知する。

- (3) 評価結果 刈谷市ホームページに公表する。公表する内容は、委託候補者の名称及び住所、次点者の名称及び住所とする。また、選定結果についての異議申し立ては、一切認めない。

9 契約に関する事項

(1) 契約の締結

委託候補者は、令和2年度の事業計画及び事業収支予算について、提案書に記載された内容を踏まえながら、日本女性会議2020あいち刈谷実行委員会（以下「実行委員会」という。）と委託候補者とで改めて協議のうえ、実行委員会の令和2年度総会にて承認を得られた場合において、本業務の範囲・内容・金額を協議・精査のうえ、契約仕様書を別途作成し、契約を締結するものとする。なお、実行委員会は、委託候補者が契約を締結しない場合又は提案参加資格を満たさなくなった場合に契約の締結を行わないことができる。この場合、実行委員会は、本プロポーザルの次点者と契約の締結交渉を行うことができるものとする。

(2) 委託契約金額

委託契約金額は、本業務が定める業務委託契約に係る予算の範囲内とする。また、支払は完了払いとし、契約保証金は免除とする。

(3) 免責事項

実行委員会が、本業務を実施するための予算を確保できないとき、その他やむを得ない事由により本業務を実施することができなくなった場合、実行委員会は、委託候補者と本業務の契約を締結しないことができるものとし、委託候補者に対して一切の違約金、損害賠償等の責めを負わないものとする。

10 提案書提出者の失格

提案書提出者が次のいずれかに該当した場合には、その者の提出した提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うこととする。

- (1) 提案書等が提出期限までに提出されない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

- (3) 本実施要領2に定める参加要件を満たしていない、もしくは満たすことができなくなった場合
- (4) その他実施要領の定め反した場合
- (5) 本件に関して不正あるいは公平を欠く行為等があった場合

1.1 その他の留意事項

- (1) 提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された提案書は、返却しない。
- (3) 提案書の作成、提案書の提出、その他これに関連する事項につき、故意または過失の如何を問わず、提案者が第三者に損害を生じさせても、実行委員会は、一切これを補償しない。
- (4) 本実施要領に定めのない事項に疑義が生じた場合は、実行委員会と委託候補者との協議により定める。

1.2 選定スケジュール

内 容	時 期
実施の公表	令和元年5月27日(月)
質問受付期限	令和元年6月14日(金)
質問回答期限	令和元年6月21日(金)
提案書提出期限	令和元年7月5日(金)
プレゼンテーション及びヒアリング	令和元年7月19日(金) (予定)
結果の通知	令和元年7月24日(水)

1.3 問合せ先(実行委員会事務局)

日本女性会議2020あいち刈谷実行委員会事務局(市民協働課内)

〒448-8501 刈谷市東陽町1-1

電話 0566-95-0002 FAX 0566-27-9652

メールアドレス jwc2020aichikariya@city.kariya.lg.jp